

令和3年(2021年)

3/1

No.1458

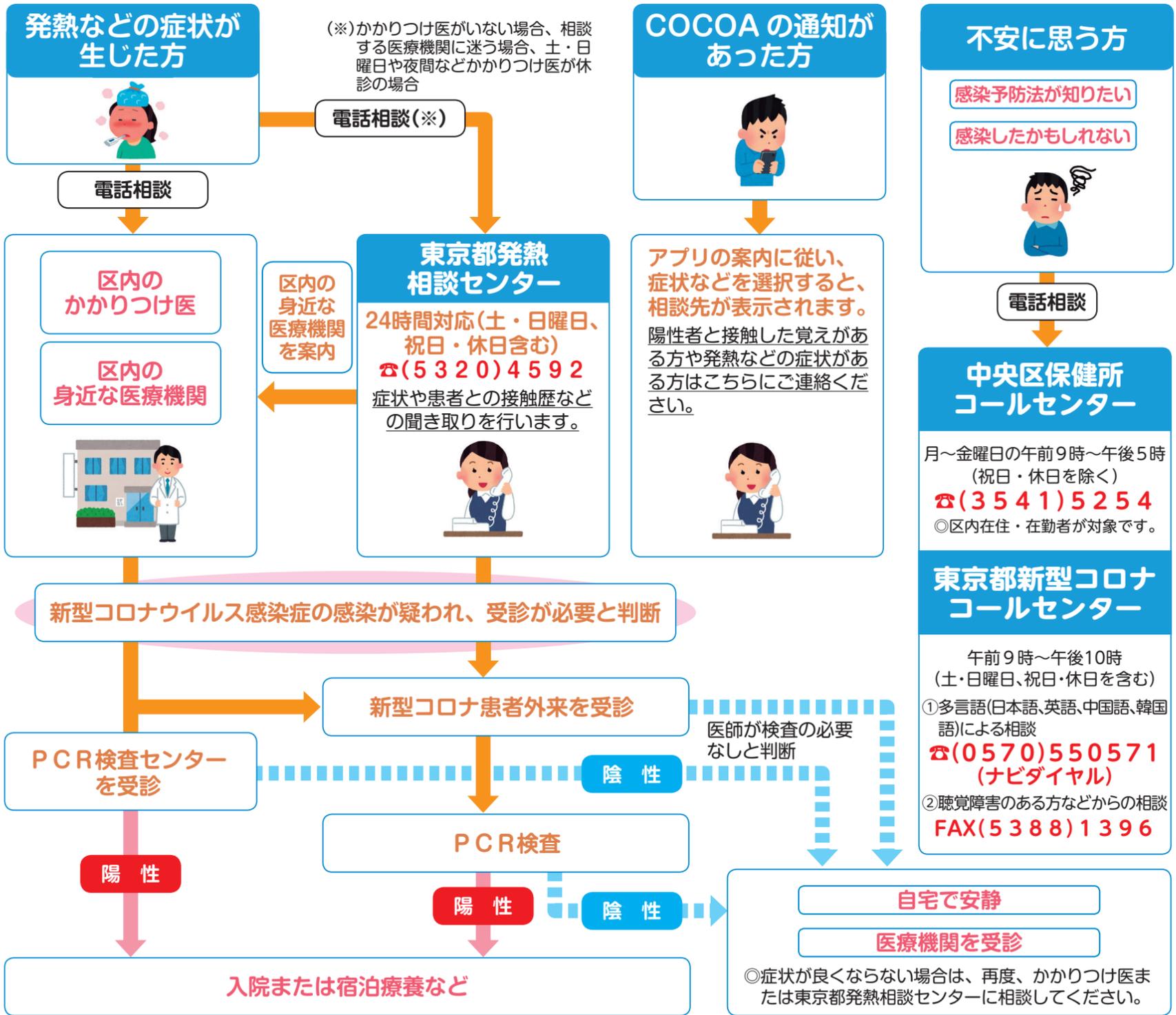


区のおしらせ

ちゅうおう

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

2月16日現在の情報に基づき作成しています。



凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

掲載のイベント

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、中止とする場合があります。最新の情報は区のホームページをご覧ください。

補正予算のあらまし

16億4,923万3千円を専決処分により増額補正

新型コロナウイルス感染症のまん延防止および本年1月に発令された緊急事態宣言を受けての地域経済を支えるための緊急経済対策を早急に実施する必要があることから、令和3年2月3日付けで、一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しました。

今回の補正予算は、16億4,923万3千円の増額で、補正後の予算額は1,548億3,064万2千円となりました。

なお、緊急経済対策は、今回の補正予算の他、新年度予算の財源

も活用し、「感染症対策緊急特別資金融資」の1年延長と貸付限度額を引き上げる取り組みなども併せて実施していくものです。

内容

- 新型コロナウイルスワクチン接種 (14億2,123万3千円)
緊急事態宣言の発令に伴う経済対策 (2億2,800万円)
- 1 キャッシュレス決済ポイント還元事業 (2億1,300万円)
 - 2 経営セーフティ共済掛金補助 (1,200万円)
 - 3 オンライン展示会への出展料補助 (- 千円)

一般会計の補正額

補正予算額
16億4,923万3千円
補正後の予算額
1,548億3,064万2千円

- 4 ECサイト活用補助(300万円)
- ◎1の詳細については、「区のおしらせ ちゅうおう」3月11日号に掲載します。
◎2～4の詳細については、2面区の緊急支援策をご覧ください。
聞財政課財政担当
☎(3546)5255

新型コロナウイルスのワクチン接種

3月下旬以降、順次接種券の送付を予定しています。詳しくは、区のおしらせで改めてお知らせします。

問・新型コロナウイルスのワクチン接種に関する一般的な相談について
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター
☎(0120)761770

・新型コロナウイルスのワクチン接種に関する区の対応について
中央区新型コロナワクチンコールセンター(3月1日(月)開設予定)
☎(3541)5968

◎上記区の番号は、3月10日(水)まで利用できます。11日(木)以降の番号など最新の情報は、区のホームページをご覧ください。



事業主の皆さまへ

新型コロナ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業主・個人事業主の方などを対象に、各種支援策を実施していますのでご活用ください。
 ◎最新の情報は、表中の問い合わせ先に電話で確認いただくか、各ホームページをご覧ください。

HP・東京都新型コロナウイルス感染症支援情報ナビ



・中小企業・個人事業主(フリーランス含む)向け支援情報特設サイト



・経済産業省新型コロナウイルス支援策パンフレット(PDFデータ)



区の緊急支援策

種別	名称	内容	問い合わせ先	
区	新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金(緊急融資)	新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている中小企業者などの資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス感染症対策緊急特別資金」の融資あっせんを実施しています(予約制)。	商工観光課相談融資担当	☎(3546)5333
	経営相談	窓口で中小企業診断士などを設置し、経営相談を希望する事業主の方向けに、経営に関するさまざまなご相談を受け付けています(予約制)。		
	経営セーフティ共済掛金補助	(独)中小企業基盤整備機構が運営する経営セーフティ共済制度への加入を促進し、社会経済状況の変動などによる不測の事態が生じた際の連鎖倒産の防止と区内中小企業の経営の安定を図るため、掛け金の一部を補助します。 対象：新たに共済制度に加入した区内中小企業者 補助対象経費など：契約月から6カ月間の掛け金 補助率および補助限度額：補助率3分の1、補助限度額20,000円(月額)	商工観光課中小企業振興係	☎(3546)5487
	オンライン展示会への出展料補助	販路拡大の促進と区内商工業の活性化を図るため、オンラインによる展示会への出展に必要な経費の一部を補助します。 対象：区内中小事業者 補助対象経費など：オンライン展示会への出展(登録)費用 補助率および補助限度額：補助率2分の1、補助限度額150,000円		
	ECサイト活用補助	中小事業者が新たにオンライン販売・決済を行うためのサイト(ECサイト)構築や利用に必要な経費の一部を補助します。 対象：区内中小事業者 補助対象経費など：オンライン販売・決済サイトの構築費用や利用に必要な経費 補助率および補助限度額：補助率10分の10、補助限度額60,000円		

国・都の緊急支援策

◎掲載している情報は、東京都産業労働局作成のパンフレット「企業の皆様、はたらく皆様へ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策(1月4日更新版)」を基に2月16日(火)現在の情報を一部抜粋して掲載しています。
 ◎表中の「★」は、2月26日(金)までの申請期限となっていますが、延長の可能性もあるため掲載しています。
 ◎最新の情報は、東京都産業労働局のホームページをご覧ください。

HP東京都産業労働局新型コロナウイルス感染症に対応した支援策



●給付金など

種別	名称	内容	問い合わせ先	
都	営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が延長され、引き続き営業時間の短縮が要請されることに伴い、要請に全面的にご協力いただける飲食事業者などに対し、協力金を支給します。	東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター	☎(5388)0567
	東京都家賃等支援給付金	事業者における家賃などの負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付(3カ月分)を実施します。	東京都家賃等支援給付金コールセンター	☎(6626)3300

●助成金など

種別	名称	内容	問い合わせ先	
国	雇用調整助成金の特例措置(厚生労働省)	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。	雇用調整助成金コールセンター	☎(0120)603999
	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(厚生労働省)～労働者に休暇を取得させた事業者向け～	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇を取得させた企業を助成します。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター	
都	★飲食事業者の業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)	新型コロナウイルス感染症の流行に伴う都民の外出自粛要請などにより、大きく売上げが落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービス(テイクアウト・宅配・移動販売)により売上げを確保する取り組みに対し、経費の一部を助成します。	(公財)東京都中小企業振興公社	☎(5822)7232
	★飲食事業者向けテラス営業支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける都内の飲食店などを対象に、地方公共団体と地方公共団体が支援する団体が取り組む道路等占用許可基準の緩和措置を活用し、臨時的なテラス営業などを行う際に必要なイス・テーブルなどを新たに調達する経費の一部を助成します。		☎(3251)7866
	★宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業	宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入などを支援します。	(公財)東京観光財団	☎(5579)8463
	宿泊施設バリアフリー化支援事業	宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援します。		
	★タクシー・バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、タクシー事業者およびバス事業者が実施する乗客・乗務員の安全・安心の確保に向けた取り組みを支援します。		
★宿泊施設テレワーク利用促進事業	宿泊施設がテレワーク利用環境を整備するための経費を支援することで、宿泊施設の新たなビジネス展開や「新しい日常」における事業者の働き方改革を促進します。	産業労働局観光部受入環境課	☎(5320)4881	

凡例 問い合わせ先(申込)先 HPホームページアドレス Eメールアドレス

ちゅうおう 区のおしらせ



SNSなど



ウイルス感染症に係る緊急支援策

種別	名称	内容	問い合わせ先
都	はじめてテレワーク(テレワーク導入促進整備補助事業)	テレワークをトライアルするための環境構築経費および制度整備費を補助します。	☎(5211)1756
	★テレワーク定着促進助成金	テレワークの定着・促進に向け、テレワーク機器・ソフトなどの環境整備に係る経費を助成します。	☎(5211)5200
	妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業	男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置の指針の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者に有給休業を取得させた事業主に対し奨励金を支給します。	(公財)東京しごと財団 ☎(5211)2399
	雇用安定化就業支援に係る採用・定着促進事業	「雇用安定化就業支援事業」を活用して、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方を正社員として採用し、採用後も職場定着に向けて指導育成の取り組みを行った中小企業などに対し、助成金を支給します。	☎(5211)2174

●融資

種別	名称	内容	問い合わせ先
国	政府系金融機関による無利子・無担保融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付などに特別利子補給制度を併用することで、無利子化・無担保融資を実施します。	中小企業金融相談窓口 ☎(0570)783183
	中小企業向け資本金資金供給・資本増強支援事業	日本政策金融公庫および商工中金などにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化し企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローンを供給することで、民間金融機関や投資家からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。	日本公庫 ☎(0120)154505 商工中金 ☎(0120)542711
都	新型コロナウイルス感染症対応緊急融資	感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少などの要件を満たす事業者が対象です。	産業労働局金融部金融課 ☎(5320)4877
	新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 ～返済のリスケジュールを可能に～	感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少や保証付融資の利用があるなどの要件を満たす事業者が対象です(借換対象は、現在借り入れている東京信用保証協会の保証付融資)。	
	危機対応融資 ～感染症の影響で売り上げが激減している事業者～	売上15%以上減少などの要件を満たし、危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者が対象です。	
	感染症対応融資(全国制度) ～全国一律で実施する利子補給対応制度～	セーフティネット保証(4・5号※5号は、売上が15%以上減少の場合に限る)または危機関連保証の区市町村認定を受けた事業者が対象です。	
新型コロナウイルス感染症対応 農林漁業特別対策資金	感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少などの要件を満たす農林漁業者などが対象です。	産業労働局農林水産部調整課 ☎(5320)4817	

●相談

種別	名称	内容	問い合わせ先
国	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口(経済産業省)	中小企業関連団体、支援機関、政府系金融機関など1,050拠点に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談に対応しています。	東京商工会議所 ☎(3283)7500
都	新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口・フリーランスを含む個人事業主特別相談窓口	新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受ける中小企業やフリーランスを含む個人事業主の皆さんを対象とした資金繰り(融資)、経営に関する相談窓口です。	産業労働局金融部金融課 ☎(5320)4877 (公財)東京都中小企業振興公社 ☎(3251)7881
	新型コロナウイルスに関する緊急労働相談ダイヤル	新型コロナウイルス感染症に関する解雇・雇止め・内定取消し、休暇や休業とそれに伴う賃金の取扱い、職場のハラスメントなどに関する相談をお受けします。	東京都労働相談情報センター ☎(0570)006110
	事業承継等の経営課題に対するオンライン相談	事業承継に関することやその他経営全般について、中小企業の皆さんからのご相談にオンラインで対応します。	☎(3251)7881
	事業再生特別相談窓口	新型コロナウイルス感染症の影響により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆さんからのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士などの専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰りなどに関するアドバイスを実施します(1社16回まで。無料)。	(公財)東京都中小企業振興公社 ☎(3251)7885

●その他

種別	名称	内容	問い合わせ先
国	国税の納税の猶予	事業などに係る収入に相当の減少があった場合などに、1年間、納税を猶予する制度です。	国税局猶予相談センター(東京) ☎(0120)948271
都	テレワークオンラインセミナー	経済団体と連携したテレワーク導入のきっかけづくりのためのオンラインセミナーを開催します。	東京テレワーク推進センター ☎(3868)0708
	テレワークの促進に向けた宿泊施設利用拡大支援事業	テレワークの場を提供する宿泊施設と、自宅でテレワークを行うことが難しい社員などのテレワークの場を確保したい企業を募集し、マッチングすることで、テレワークの促進と宿泊施設の利用拡大を図ります。	東京都宿泊施設テレワーク活用事務局 ☎(6628)8408
	水道料金・下水道料金の支払猶予	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金などのお支払いが困難な事情があるお客さまに対し、お支払いの猶予をいたします。	水道局お客さまセンター ☎(5326)1101
	都税の徴収猶予	事業などに係る収入に相当の減少があった場合などに、1年間、納税を猶予する制度です。	中央都税事務所 ☎(3553)2151
固定資産税・都市計画税に係る軽減制度	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が一定程度減少した中小事業者などの令和3年度分の軽減措置をする制度です。		

住宅に関する事業

高齢者などの居住支援

住宅住み替え相談

賃貸住宅への住み替えを考えている方を対象に、公共住宅の案内など住宅相談を行っています。

また、一定の要件に該当する住み替えの困難な高齢者には(公社)宅地建物取引業協会の協力を得て、不動産協力店の紹介や支援を行っています。

相談日時

- ・毎月第1月曜日(一般相談)
- ・毎月第2・4火曜日(高齢者相談) 午後1時～4時(要予約)

相談員

(公社)東京都宅地建物取引業協会千代田中央支部の相談員、区職員(高齢者相談のみ)

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」を利用する場合に、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

- ・預かり金タイプは利用費用の2分の1
- ・月払いタイプは事務手数料

◎詳しくはお問い合わせください。

家賃債務保証制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際、(一財)高齢者住宅財団が実施している「家賃債務保証制度」を利用する場合に、その保証料の一部を助成します。

対象

- ・満60歳以上の方、または、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方
- ◎同居者は配偶者、満60歳以上の親族、要介護・要支援認定を受けている60歳未満の親族などに限ります。
- ・障害者世帯(障害の程度による条件あり)
- ・子育て世帯(扶養義務のある18歳以下の者が同居)

助成額

- ・保証料の2分の1
- ☎住宅住み替え相談について 住宅課計画指導係(一般相談) ☎(3546)5466 高齢者福祉課高齢者サービス係(高齢者相談) ☎(3546)5355
- ・あんしん居住制度について (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎(5989)1784

- ・家賃債務保証制度について (一財)高齢者住宅財団 ☎(6880)2781
- ・あんしん居住制度および家賃債務保証制度の利用助成について 住宅課計画指導係 ☎(3546)5466

住宅修繕等資金の融資あっせん

住宅の修繕や木造住宅の耐震改修などをしようとする方で、その資金を調達することが困難な場合に、必要な資金の融資が受けられるよう指定金融機関にあっせんします。

ただし、この制度を利用するには事前に金融機関の仮審査を受けていただく必要があります。

◎増築または改築工事で、建築確認申請を必要とする工事は対象なりません。

◎その他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

☎住宅課計画指導係

☎(3546)5466

3月は国・都の自殺対策強化月間

～あなたにもできることがあります～

自殺を考えている人は悩みを抱えながらもサインを発しています

多くの人は「死ぬしかない。でも、生きたい」と激しく葛藤する中で不眠や体調不良を訴えています。

- ・気分が落ち込む
- ・よく眠れない
- ・酒量が増える
- ・引きこもりがちになる
- ・急に性格が変わる
- ・身なりに構わなくなる
- ・自殺をほのめかす

などは、「体と心の限界サイン」です。あなたの「どうしたの？心配だよ」の一言が大切な人の命を救います。

周りの人ができること

生きているのがつらいとき、家族別図

や友人に相談することができれば大きな安心感につながります。

必要なときにあなたの周りの人を支えるためにも「4つの行動」覚えておきましょう(別図のとおり)。また、いざというときの相談機関、支援のための制度やサービスを知っておくことも大切です。

強化月間中の取り組み

都では、自殺対策強化月間のキャンペーン事業として特別相談を実施します(別図のとおり)。

また区では、区内各施設やコミュニティバス「江戸バス」にポスターを掲示します。

ここ3といのちの相談窓口一覧



▲リーフレット

すぐにできる自殺予防の4つの行動

気づき

家族や仲間の変化に気づき、「あなたのことを心配している」と声に出して伝えましょう。

傾聴

絶望的な気持ちをまず傾聴してください。気持ちを受け止めるつもりで話を聞き続けてください。

つなぎ

本人に対して、相談機関を紹介し、専門的な機関につなげる。

見守り

定期的な連絡を取り、見守り支える。

シニアの人材をお探しの事業主の皆さんへ

「シルバーワーク中央」は、おおむね55歳以上の方の求職活動と、事業主の皆さんの求人活動をお手伝いする高齢者無料職業紹介所です。

事業主の方からの求人情報と求職者とのマッチングを行い、即戦力につながる人材を紹介しています。求人登録は、企業、団体、NPO法人など業種を問わず受け付けています。また、一定の条件の下、60歳以上の高齢者を雇用すると奨励金などの助成制度があります。

経験豊かな人材をお探しの事業所からのご相談をお待ちしています。

開所時間

月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時

所在地

八丁堀3-17-9京華スクエア1階

☎中央区社会福祉協議会シルバーワーク中央 ☎(3551)9200

HP<http://sw-chuo.com/>

◎相談窓口一覧を記載したリーフレットを作成し、区内各施設で配布しています。

◎その他の取り組みや相談窓口に関しては年間を通して、区のホームページで公開しています。

別表 「自殺防止！東京キャンペーン」特別電話相談

相談窓口	受付日時	電話番号
有終支援いのちの山彦電話-傾聴電話-(NPO法人有終支援いのちの山彦電話)	3月1日(月)～31日(水)(月・木以外) 正午～午後8時	☎(3842)5311
多重債務110番(東京都消費生活総合センター)	3月1日(月)・2日(火) 午前9時～午後5時 ◎来所での相談も受け付けます。	☎(3235)1155
フリーダイヤル特別相談(NPO法人国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター)	6日(土)午前0時～8日(月)午前2時30分	☎(0120)589090
自殺予防いのちの電話((一社)日本いのちの電話連盟)	10日(水)午前8時～11日(木)午前8時	☎(0120)783556
東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～(NPO法人メンタルケア協議会)	23日(火)～27日(土)(24時間受け付け)	☎(0570)087478
自死遺族傾聴電話(NPO法人グリーンケア・サポートプラザ)	9日(火)～12日(金) 正午～午後4時	☎(3796)5453
自死遺族相談ダイヤル(NPO法人全国自死遺族総合支援センター)	19日(金)、20日(祝)、22日(月) 午前11時～午後7時	☎(3261)4350

◎フリーダイヤル以外は有料です。

◎0570で始まるナビダイヤルは携帯電話の無料通話やかけ放題プランなどの対象外です。

◎通常の相談受付時間や連絡先については、各相談窓口のホームページをご確認ください。



日時

毎月第1・3土曜日、第2・4火曜日 午後1時～4時

会場

勝どきデイルーム (勝どき1-5-1 1階)

対象

どなたでも

内容

- ・おとなりカフェ 子どもからお年寄りまで、ほっと一息つけるコミュニティカフェです。コーヒーやジュース、温かいスープなどを100円(おかわり自由)で提供しています。
- ・ちょこっと相談会

「近所に気になる人がいる」「福祉サービスについて話を聞きたい」などのちょっとした困り事に対し、社会福祉士が相談に応じ、一緒に解決策を考えます。

◎カフェのみの利用、相談のみの利用も可能です。

◎詳しくは中央区社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

費用

相談料無料、飲料代100円

◎当日、直接会場へお越しください。

☎中央区社会福祉協議会地域ささえあい課 ☎(3523)9295
HP<https://onl.tw/rL8SWDc>

情報コーナー

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、講座などに参加する際は事前の検温や手洗い、マスクの着用などにご協力をお願いします。

記入例(はがき・ファクス)



1人1枚限り

往復はがきの場合は返信用の宛名に〒・住所・氏名を記入

- ①講座名など
- ②氏名・ふりがな
- ③〒・住所
- ④電話番号
- ⑤年齢
- ⑥その他必要事項

◎**罫**に〒・住所が記載されていない場合の宛先は〒104-8404 築地1-1-1中央区役所 ○○課○○係(罫の宛名)
◎「電子申請も可」と記載されているものは区のホームページの電子申請から申し込みも可能

保健・医療・福祉

病児・病後児保育事業

入院加療の必要がない病中のお子さん(病児)または病気回復期のお子さん(病後児)を、保護者が勤務の都合で出勤せざるを得ないなどのやむを得ない理由により家庭で看護できないとき、預かり保育をします。
[利用日時]月～金曜日(祝日・休日、年末年始、入室前診断実施医療機関の臨時休業日を除く) 午前9時～午後5時30分
[保育室および入室前診断実施医療機関など]別表のとおり

病児・病後児保育室	定員	入室前診断実施医療機関
聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナースアリーナ (明石町2-14) ☎(5550)7111	各6人	聖路加国際病院 小児総合医療センター (明石町10-1 1階) ☎(5550)7040
病児・病後児保育室 ゆめみらい (晴海1-8-16晴海トリトンスクエア3階) ☎(6221)3357		晴海トリトン夢未来クリニック (晴海1-8-16晴海トリトンスクエア3階) ☎(3536)1361
病後児保育室	定員	入室前診断実施医療機関
ニチキッズさわやか日本橋浜町保育園 (日本橋浜町3-3-1トルナーレ日本橋浜町2階) ☎(3249)7141	4人	埼玉小児科医院 (日本橋浜町2-20-2) ☎(3666)6035
勝どき小児クリニック病後児保育室 (勝どき1-3-1Brillia ist Tower 勝どき3階) ☎(5166)0152	6人	勝どき小児クリニック (勝どき1-3-1Brillia ist Tower 勝どき3階) ☎(5166)0150

乳幼児クラブへの入会

区内の児童館では、主に0歳児から2歳児までの区内在住の親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・お子さん同士の交流を深めることを目的とした「乳幼児クラブ」を実施しています。
令和3年度の入会登録の受け付けは3月1日(月)からです。
◎申し込み方法など詳しくは、各児童館に直接お問い合わせください。

- 罫築地児童館 ☎(3544)0127
- 新川児童館 ☎(3553)2084
- 堀留町児童館 ☎(3661)8937
- 浜町児童館 ☎(3669)3386
- 佃児童館 ☎(3531)7811
- 月島児童館 ☎(3533)0885
- 勝どき児童館 ☎(3531)3250
- 晴海児童館 ☎(3534)3021

講座・催し物

アートはるみ芸術祭

罫3月19日(金)～21日(日) 午前10時～午後4時
場アートはるみギャラリー

罫区内在住の生後7カ月から小学校3年生までのお子さん
費子ども1人につき1日2,000円
◎昼食・おやつが必要な場合は各自持参となります。
◎所得要件に応じて、利用料の助成制度があります。
[利用方法]事前に各保育室または子ども家庭支援センターで利用登録をして、利用日の前日までに保育室へ予約してください。
◎利用日当日は入室前診断が必要です。
◎詳しくはお問い合わせください。
罫子ども家庭支援センター事業係 ☎(3534)2103

罫どなたでも
罫社会教育会館3館(築地・日本橋・月島)合同の作品展を開催します。区民の皆さんによる絵画や書道など幅広い分野の作品を多数展示します。
費無料
罫築地社会教育会館 ☎(3542)4801
日本橋社会教育会館 ☎(3669)2102
月島社会教育会館 ☎(3531)6367

中央区文化推進事業助成対象事業 中央区交響楽団 [第27回定期演奏会]

罫5月23日(日) 午後2時開演(午後1時15分開場)
場第一生命ホール(晴海1-8-9)
罫どなたでも
◎未就学のお子さんでも入場できます(ただし1人で席に座って鑑賞できる方。乳児は不可)。
[プログラム]情熱のロシアンメロディ～若き才能との再会～
・指揮 佐藤雄一
・ピアノ独奏 奥井紫麻
・曲目 ラフマニノフ/ピアノ協奏曲第2番ハ短調作品18、チャイコフスキー/交響曲第5番ホ短調作品64
定700人(全席指定。申し込み多数の場合は抽選)
◎定員は変更になる場合があります。
費寄付制
◎終演後、お気持ちによるご寄付をお願いします。

罫3月14日(日)までに中央区交響楽団のホームページから必要事項を入力し申し込む。
◎当選者の発表は、チケットの発送をもって代えさせていただきます。
◎当選者へのチケットの発送は、5月上旬ごろを予定しています。
[後援]中央区、中央区教育委員会、中央区文化・国際交流振興協会
◎最新情報は、中央区交響楽団のホームページでご確認ください。
◎問い合わせはEメールでお願いします。
罫中央区交響楽団事務局
HP<http://www.cso-arts.net/>
E:kumin@cso-arts.net

育児中の保護者のための「ほっと一息私の時間」

罫3月17日(水) 午前10時～11時30分
場女性センター「ブーケ21」
罫区内在住の幼稚園や保育園に入園していないお子さんの保護者
[テーマ]アンガーマネジメントでニコニコママ
[講師]日本アンガーマネジメント協会認定ファシリテーター・キッズインストラクタートレーナー 江野本 由香
定12人程度(先着順)
費無料
罫3月2日(火)午前9時から電話で申し込む。
[託児]生後3カ月以上の未就学のお子さんをお預かりします。希望する方は、参加申し込みの際に併せてお申し込みください(月齢により定員あり)。
罫総務課女性施策推進係 ☎(5543)0651

いきいき館(敬老館) おすすめ講座

罫オカリナ教室入門
罫4月1日～令和4年3月17日の毎月第1・3木曜日 計24回 午後1時～1時40分
場いきいき桜川
罫オカリナを初歩から指導します。
定12人(申し込み多数の場合は抽選)
罫3月14日(日)までにいきいき桜川窓口で直接申し込む(電話申し込み不可)。
◎受講決定者は、3月18日(木)以降館内に掲示します。
罫健康長寿講座
罫4月24日～9月25日の毎月第4土曜日 計6回 午前10時30分～正午
場いきいき浜町
罫人生100年時代を見据え、健康に関するさまざまなテーマで講義します。
定12人(先着順)
罫3月10日(水)からいきいき浜町窓口で直接申し込む(電話申し込み不可)。
罫楽ラク筋トレ講座
罫4月2日～30日の毎週金曜日

午後1時30分～2時30分
場いきいき勝どき
罫ストレッチや有酸素運動での筋トレをマイペースで行います。
定12人(申し込み多数の場合は抽選)
罫3月9日(火)から22日(月)までにいきいき勝どき窓口で直接申し込む(電話申し込み不可)。
罫共通
罫60歳以上の区内在住者
費無料
◎利用の際は登録が必要です。初めての方は、健康保険証など本人確認ができるものを持参の上、各いきいき館で手続きをしてください。なお登録の際には、緊急連絡先をお伺いしています。
罫いきいき桜川(桜川敬老館) ☎(3553)0030
いきいき浜町(浜町敬老館) ☎(3669)3385
いきいき勝どき(勝どき敬老館) ☎(3531)3258

発展的天文講座 宇宙カレンダー ～宇宙の歴史と天体観測～

罫3月14日(日) 午後4時～4時50分(途中入退場不可)
場タイムドーム明石プラネタリウムホール
罫どなたでも
罫地上から見上げる満天の星。その先に広がる広大な宇宙の歴史について、1年のカレンダーで紹介します。
[講師]世田谷区立教育センタープラネタリウム解説員 近藤正宏
定40人(先着順)
費無料
◎入場整理券を当日午前10時から6階受付で配布します。
◎やさしい天文講座および発展的天文講座(異なる回)のチケットを5枚集めて受付で提示した方には、記念品を差し上げます。
罫郷土天文館「タイムドーム明石」 ☎(3546)5537

映画鑑賞会

罫3月20日(祝)・21日(日)
①午前10時～(午前9時30分開場)
②午後2時～(午後1時30分開場)
場日本橋図書館6階ホール
罫小学生以上
[上映作品]
①「白雪姫と鏡の女王～毒リングには、もう騙されなない～」(洋画、106分)
②「教師師」(邦画、114分)
定各回20人(先着順)
費無料
罫3月4日(木)から17日(水)までに電話で申し込む。
◎1回の申し込みで2作品、各2人分まで申し込みができます。
◎作品の概要については、お問い合わせください。
罫日本橋図書館 ☎(3669)6207

凡例 日 日時 場 会場 対 対象 内 内容 定 定員 費 費用 申 申し込み方法 問 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス E メールアドレス

手話講習会

聴覚障害者に対する理解を深めていただくことや手話通訳者として必要な知識・技能を修得していただくことを目的に、手話講習会を別表1のとおり開催します。

性が認められることが必要です。
◎詳しくは受講申込者に個別にご案内します。
場福祉センター会議室 他
費テキスト代として各コース4,000円程度
用別表1の申込期限までに往復はがきに①～⑤(5面記入例参照)⑥手話の経験(受講対象者であること

を示す受講歴など)を記入して申し込む(電子申請も可)。
◎各コースとも別表1の対象にかかわらず、希望者の状況によって受講が認められる場合があります。
◎登録手話通訳者、手話通訳士の方は申し込めません。
◎初級・中級コースの申し込み結果、通訳者育成基本コースの試験結果

は4月中旬までに、通訳者育成応用コースは4月2日(金)までにお知らせします。
◎詳しくはお問い合わせください。
〒104-0044
中央区明石町12-1
福祉センター管理係
☎(3545)9311
FAX(3544)0888

Table with 7 columns: Course, Schedule, Time, Number of Sessions, Target Audience, Content, Number of Participants, Application Deadline. Rows include Basic Course, Intermediate Course, and Advanced Course.

◎初級・中級コースは申し込み多数の場合は抽選です。「通訳者育成基本コース」は4月7日(水)午後1時30分～、「通訳者育成応用コース」は3月24日(水)午後6時30分～の選考試験の結果によります。
◎表中の「修了」・「受講」は、他自治体の講習会などを含みます。ただしこの場合、受講した講習会などの実施主体、受講時期や時間などについて、これまでの学習状況が詳細に分かるよう記入の上、申し込んでください。

スポーツ

水中エクササイズ教室

日 4月17日～6月19日の毎週土曜日
計10回 午前10時30分～12時30分
場 日本橋小学校温水プール
対 50歳以上の区内在住・在勤者
内 中高年齢の方を対象とした、リズムに合わせて全身を動かす水中運動の教室です。泳げない方でも楽しめます。

定 30人(申し込み多数の場合は抽選)
費・教室専用水泳帽代 550円
・施設使用料(毎回必要)
65歳以上の区民 無料
区民 350円
在勤者 500円

用 3月15日(必着)までにはがきまたはファクスで①～⑤(5面記入例参照)⑥過去の本教室参加の有無
⑦在勤の方は勤務先の名称・所在地・電話番号を記入して申し込む。

◎ファクスで申し込む方は送信後、スポーツ課に受信したか確認の電話をしてください。
◎抽選の場合は過去に参加していない方を優先します。
◎抽選結果は封書でお知らせします。
◎学校行事の都合により、開催回数が増減となる場合があります。
問 スポーツ課スポーツ事業係
☎(3546)5531
FAX(3546)9561

中央区地域スポーツクラブ 大江戸月島 令和3年度会員募集中

対 区内在住・在勤・在学者
内 別表2のとおり
◎各種プログラムに参加するには会員登録が必要です(年会費は高校生以上3,000円、子ども2,000円、65歳以上2,200円。保険料含む)。
◎各プログラムの内容など、詳しくは中央区地域スポーツクラブ大江戸月島のホームページをご覧ください。
◎令和2年度に入会の方も令和3年

度に参加する場合は、再度入会の手続きをお願いします。
問 中央区地域スポーツクラブ大江戸月島事務局

☎ 070(6980)6899
(土・日曜日の午前10時～午後3時。平日はEメールでお問い合わせください)

HP 中央区地域スポーツクラブ大江戸月島
https://oedo.tokyo.jp/
E contact@oedo.tokyo.jp

Table with 5 columns: Program Name, Day/Time, Venue, Target Audience, Fee. Lists various sports programs like Tai Chi, Martial Arts, Swimming, etc.

◎施設の使用状況および天候、講師の都合などにより変更になることがあります。事前にクラブのホームページをご確認の上、ご参加ください。

税

原動機付自転車、軽自動車などの廃車・定置場変更の届け出はお済みですか

軽自動車税(種別割)は4月1日現在、バイクや軽自動車などを所有している方に課税されます。

譲渡、売却、解体などで車両を手放したり、盗難に遭った場合は必ず廃車の届け出をしてください。



また、車両の定置場を区外へ変更した場合は、ナンバープレートの変更手続きが必要です。

4月1日(木)までに届け出がない場合、令和3年度も本区で課税されますのでご注意ください。

- ☎125cc以下のバイク・小型特殊自動車について
税務課管理係
☎(3546)5267
- ・125ccを超えるバイクについて
東京運輸支局
☎050(5540)2030
- ・三輪、四輪の軽自動車について
軽自動車検査協会東京主管事務所
☎050(3816)3100

令和3年度分個人の特別区民税・都民税の申告期限の延長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月15日(木)まで延長します。

申告は可能な限り郵送での提出をお願いします。

郵送で提出される場合は、後日お問い合わせをすることがありますので、必ず日中連絡がつく電話番号をご記入ください。

- ☎税務課課税係
☎(3546)5270

その他

区立図書館ホームページのご案内

区立図書館では、皆さんに図書館を便利で身近なものとしてご利用いただくことができるよう、専用のホームページでさまざまな情報を発信しています。

- ・「利用者メニュー」
区立図書館の利用登録をされている方は、「利用者メニュー」で貸し出しや予約状況のご確認、登録情報の変更を行えます。
- ・「地域資料室」
江戸開府以来400年を超える本区の歴史や文化を表す写真などを数多く紹介しています。

区立図書館の利用登録をされている方は、「利用者メニュー」で貸し出しや予約状況のご確認、登録情報の変更を行えます。

区立図書館のホームページにおいても、所蔵している歴史・民俗資料や考古資料をデータベース化し公開しています。

- ・「こどものページ」
お子さんの年齢に合わせた図書館員おすすめの本やブックリスト、各図書館のおはなし会の日程などを紹介しています。

- ☎京橋図書館
☎(3543)9025

住所変更の届け出を忘れずに

就職や転勤、入学などで区内に引っ越してきた方や区外に引っ越す方は、住所変更(住民登録)の届け出が必要です。

住民登録は、住んでいる所を証明し、選挙の投票、小・中学校への就学、住民税や国民年金・国民健康保険の手続きなど社会生活における行政サービスの基礎となります。

[区内に引っ越してきた方]

引っ越した日から14日以内に、前住所地の区市町村で交付された転出証明書およびマイナンバーカードを持参の上、区役所または日本橋・月島特別出張所で転入の届け出をしてください。

なお、前住所地で転出証明書の発行を受けない特例転出の手続きをされた方は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(いずれも失効していないものに限る)を提示して特例転入の手続きができます。カードに設定した暗証番号を入力していただきますので、確認の上、お越しください。

◎毎月第3土曜日翌日の日曜日は、特例転入の手続きはできませんが、システム保守のため、マイナンバーカードの継続利用などの処理はできませんのでご了承ください。

◎外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書の裏に新住所の記載をしますので、お持ちください。

[区外に引っ越す方]

引っ越す予定の方や引っ越した方は区役所または日本橋・月島特別出張所で転出の届け出をしてください。

[区内での引っ越しなど]
区内での引っ越し、世帯主の変更などがあったときも、届け出をしてください。

[本人確認書類]
虚偽の届け出や不正な請求を防止するため、本人確認書類として運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証などの提示をお願いします。

なお、代理人の場合は委任状、委任者および代理人の本人確認書類が必要です。

[実態調査]

住民基本台帳は、各種行政サービスの基礎データとなるものであり、その記載内容は居住実態と一致している必要があります。このため、区では住民基本台帳の記録の正確性を確保するため、実態調査を随時行っています。

区民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- ☎区民生活課総合窓口係
☎(3546)5320
- 日本橋特別出張所区民係
☎(3666)4253
- 月島特別出張所区民係
☎(3531)1153

中小企業などの展示会出展費用補助(上期分)

- ☎区内の中小企業
・区内の中小企業などで組織する商工業団体
[補助対象経費]・会場使用料(小間

料)
・展示装飾に要する経費
・出品物の運搬に係る経費
◎4月1日(木)から9月30日(木)までに開催される展示会が対象です。終了後の申請はできません。

[補助金額]対象経費の総額の2分の1、限度額150,000円まで(1,000円未満の端数は切り捨て)

[補助予定件数]30件
◎申請が予定件数を超えた場合は抽選です。

[必要書類]補助金交付申請書、展示会等出展事業計画書、見積書、企業概要(団体の場合は団体概要)、出展する展示会などの概要が分かるもの

◎補助金交付申請書、展示会等出展事業計画書は、区のホームページからダウンロードできます。

[申請方法]3月12日(金)から19日(必着)までに必要書類に記入の上、郵送で申し込む。

[補助金交付回数の限度]補助金の交付は年度内1回限りで、平成28年度からの通算で3回までです。

[抽選結果の送付]抽選の結果は3月下旬までに郵送でお知らせします。当選した場合は決定通知をお送りし、落選した場合は申請書をお返します。

◎申請方法など詳しくはお問い合わせください。

- ☎商工観光課中小企業振興係
☎(3546)5487

コミュニティふれあい銭湯

☎3月5日(金)・12日(金)・19日(金)・26日(金)

◎3月12日はマーガレットの湯です。

☎区内公衆浴場
☎100円(敬老入浴証持参者と小学生以下は無料)

◎区内在住・在勤であることが確認できるもの(運転免許証、健康保険証、社員証など)を必ず持参してください。本人の住所・勤務場所が確認できない場合は一般料金となります。

◎入浴時以外はマスクを着用してください。また、浴場内での会話は控えてください。

◎体調不良の場合は利用を控えてください。

- ☎地域振興課区民施設係
☎(3546)5623

講座を企画・開催してみませんか～「ゆめ講座」アイデア大募集～

社会教育会館では、区民の皆さんに提案していただいた講座企画を会館スタッフがお手伝いし、実施する「ゆめ講座」を開催しています。

「こんな講座を開いてみたい」「習得したスキルや資格を人のために役立たせたい」という気持ちをお持ちの方は、ご自身が講師となった講座を企画してみませんか。

なお、次のとおり説明会を開催しますので、応募を希望する方はいずれかにご参加ください。

- [築地社会教育会館]
☎4月11日(日) 午後2時～
- [月島社会教育会館]
☎4月14日(水) 午後6時～

[日本橋社会教育会館]
☎4月15日(木) 午後3時～

◎説明会は約1時間です。

[共通]

☎区内在住者
☎応募要領の説明、応募書類の配布
☎無料
◎当日、直接会場へお越しください。

- ☎築地社会教育会館
☎(3542)4801
- 日本橋社会教育会館
☎(3669)2102
- 月島社会教育会館
☎(3531)6367

中央区かえで学級助手募集

15歳以上(中学生を除く)の知的障害のある方を対象に、社会の中で自立して生きていく力を身に付けることを目的として、中央区かえで学級を開設しています。この学級で、助手(ボランティア)として活動する方を募集します。

☎5月16日から令和4年3月13日までの日曜日(月2回程度で、年間19回うち宿泊2日計21日開催)
午前9時～午後4時30分

◎学習内容によって変動があります。

☎場主に銀座中学校
☎知的障害児・者に対する知識があり、意欲がある方

☎学級生および講師の補助
[かえで学級活動内容]レクリエーション、スポーツ、調理実習、校外学習、宿泊研修会など

☎定若干名
[選考方法]書類選考および面談
[謝礼]有り

☎3月26日(必着)までに所定の申込書に必要事項を記入の上、郵送または持参して申し込む。

◎申込書は区役所8階文化・生涯学習課で配布する他、区のホームページからダウンロードすることもできます。

◎参加可能日の相談にも応じます。

◎詳しくはお問い合わせください。

- ☎文化・生涯学習課生涯学習係
☎(3546)5524

首都高速6号向島線・7号小松川線開通50周年のお知らせ

首都高速6号向島線・7号小松川線が3月21日(日)に開通50周年を迎えます。記念パネルを掲示しますので、区役所にお越しの際はお立ち寄りください。

[掲示期間]
3月16日(火)～19日(金)

☎区役所1階ロビー
☎首都高速道路(株)東京東局保全管理課
☎(5640)4851

3月6日(土)から布類の拠点回収の制限を解除

布類の拠点回収について、1日に持ち込める量を20リットル袋1つまでとしていた回収量の制限を解除します。また、現在休止しているリサイクルハウスかざぐるま明石町およびリサイクルハウスかざぐるま箱崎町での回収を3月6日(土)から再開します。

- ☎中央清掃事務所清掃事業係
☎(3562)1523

凡例 日時 会場 対象 内容 定員 費用 申し込み方法 問い合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

広報サービス一部終了のお知らせ

3月31日(水)をもって、次のサービスを終了します。

ご利用いただいていた皆さんにはご不便・ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

中央区版マイ広報紙

「中央区版マイ広報紙」について、ホームページおよびアプリによる閲覧を終了します。

◎「全国版マイ広報紙」および「マチイロ」は、引き続きご利用いただけます。

J:COM東京におけるテレビ広報番組の放送

テレビ広報番組「こんにちは 中央区です」について、J:COM東京による放送を終了します。

◎区のホームページやYouTubeの中央区公式チャンネルからは、引き続き視聴いただけます。

◎東京ベイネットワーク、東京ケーブルネットワークによる放送に変更はありません。

モバイルサイトにおける「区のおしらせ ちゅうおう」の閲覧

「区のおしらせ ちゅうおう」について、モバイルサイトによる閲覧を終了します。

◎ホームページ、スマートフォンサイトに変更はありません。

問 広報課広報係

☎(3546)5216

HP 全国版マイ広報紙

https://mykoho.jp/

中央区内共通買物券(ハッピー買物券)の使用期限の延長

国の緊急事態宣言および都の緊急事態措置の延長を受け、ハッピー買物券の使用期限を延長します。

使用期限を延長する買物券

令和2年6月発行の桃色および緑色のハッピー買物券

変更前 3月31日(水)まで



変更後 5月31日(月)まで

◎区が贈呈した敬老買物券・新生児誕生祝買物券も同様です。

◎期限を過ぎた券は使用できません。また、払い戻しもできませんので取扱店支援のため、必ず期限内にご利用ください。

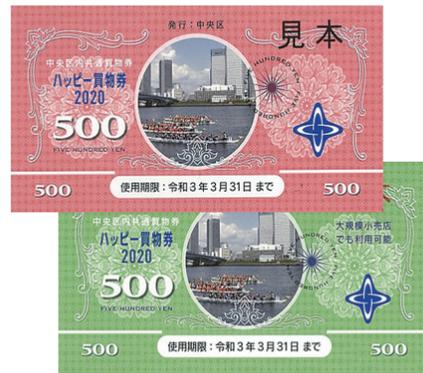
◎令和2年12月発行の、だいたい色および青色のハッピー買物券は使

用期限の変更がありません。

問 商工観光課中小企業振興係

☎(3546)5487

使用期限を延長する買物券



◎券には使用期限が「令和3年3月31日まで」と記載されていますが、そのまま令和3年5月31日(月)まで使用いただけます。

令和2年分確定申告の期限が延長されました

申告書作成会場 ～入場整理券の配布～

申告期限

4月15日(木)まで(土・日曜日を除く)

受付時間

午前8時30分～午後4時(相談は午前9時15分から開始)

◎混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

◎入場整理券は、当日、会場で配布する他、LINEアプリで事前に入手できます。国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」してご利

用ください。

◎入場整理券の配布状況に応じて受け付けを早めに締め切ることがありますのでご了承ください。

◎期限間際になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

会場

東京国税局1階(築地5-3-1)

◎日本橋・京橋税務署に、申告書作成会場は設置していません。

e-Tax

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、e-Taxをご利用ください。

e-Taxによる申告の流れ

①国税庁のホームページにアクセス

所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。



②申告書などの作成画面の案内に従って金額などを入力してください。

③e-Taxで送信して提出
・マイナンバーカードを使って送信する場合は、マイナンバーカード、ICカードリーダーまたはマ

イナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

・IDとパスワードで送信する場合は、事前の届け出が必要です。届け出をする際は、申告される本人が本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署へお越しください。

問 東京国税局電話相談センター(税務署の代表電話から音声案内で1番を選択)

◎確定申告についての問い合わせは、「0番」を選択してください。

日本橋税務署

☎(3663)8451

京橋税務署

☎(4434)0011

HP 国税庁

https://www.nta.go.jp/

3月1日(月)～8日(月)は「女性の健康週間」

ライフステージと体の変化

女性には、一生のうちに思春期、成熟期、更年期、老年期という4つのライフステージがあり、女性ホルモンの量が大きく変化します(別図のとおり)。それに伴い、女性特有の心身の変化が起こりやすく、心身に不調を感じる女性も多くなっています。年齢によって注意したい症状や病気が異なります。

女性ホルモンによる心身の変化を知り、上手にセルフケアしていきましょう。また、気になる症状があるときは早めに婦人科を受診してください。

子宮がん・乳がん検診を受けましょう

女性特有のがんである子宮がん・乳がんは増加傾向にあります。都では、20代から30代の若い女性に多い

子宮頸がんの早期発見に向けた、がん検診受診の呼び掛けを「女性の健康週間」に合わせて行っています。早期の段階では自覚症状はほとんどありません。早期発見・早期治療のために、2年に1度、検診を受けましょう。

区では子宮がん・乳がん検診を無料で受けられる受診券を発行しています。対象者など詳しくはお問い合わせください。

問 福祉保健部管理課保健係

☎(3546)5397

更年期障害は予防が大切

閉経を挟んで前後5年を更年期といいます。この時期になると女性ホルモンの分泌が急減し、のぼせ・火照り・手足の冷え・動悸・不眠・いらいらなど、心身にさまざまな症状が現れることがあります。

ホルモン補充療法や漢方などによる治療が一般的ですが、生活習慣を見直すことで予防もできます。

女性の健康を守るポイント
どのライフステージにあっても健康に楽しく過ごすために、毎日の生活を見直し、できることから少しずつチャレンジしてみ

ましよう。
・規則正しい生活を送りましょう
・バランスの良い食事を心掛けましょう
・睡眠を十分に取らしましょう
・適度な運動をしましょう
区では、生活習慣病予防に関する講演会を開催しています。これを機に、女性のライフステージに合わせた健康について考えてみませんか。

**生活習慣病予防講演会
女性のための排泄ケア
～年齢だから、恥ずかしいからとあきらめていませんか?～**

日時

3月16日(火)
午後1時30分～午後4時

会場
月島保健センター多目的室

対象
区内在住・在勤の女性

内容
排せつケア(尿漏れ・便秘)の講義

講師
日本コンチネンス協会認定排泄ケア専門員 北廣和江

定員
12人(先着順)

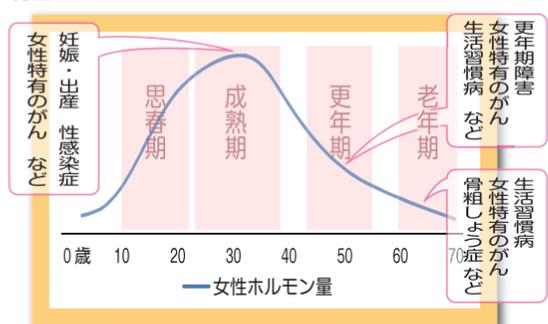
費用
無料

申し込み方法
3月2日(火)から電話で申し込む(保育あり。定員に限りがあります)

問 月島保健センター健康係

☎(5560)0765

別図



若者のトラブル 110番

社会的経験が少ないことや契約行為に慣れていないことなどにつけこんだ若者を狙う悪質商法が報告されています。

中央区消費生活センターでは、都と連携して若者(29歳以下の方)を対象とした特別相談「若者のトラブル110番」を実施します。不安なことや疑問に思ったことなど、お気軽にご相談ください。

日時
3月8日(月)・9日(火)
午前9時～午後4時

対象
区内在住・在勤・在学で29歳以下の方

消費生活相談専用ダイヤル
☎(3543)0084

☎(3546)5727

問 中央区消費生活センター

☎(3546)5332

(8) 「区のおしらせ ちゅうおう」は区役所、特別出張所、区民館などの区施設、コミュニティバス、区内公衆浴場、一部金融機関、百貨店、ファミリーマート(一部店舗を除く)、都営地下鉄の駅(東銀座・宝町・築地市場・日本橋・人形町・東日本橋・馬喰横山・浜町・勝どき・月島)、東京メトロの駅(京橋・銀座・東銀座・新富町・築地・八丁堀・三越前・日本橋・人形町・茅場町・小伝馬町・水天宮前・月島)、JRの駅(新日本橋・馬喰町)、文化堂でも配布しています。